

No.	書類名	要否	備考
1	住宅宿泊事業届出書（第1号様式）	●	申請者の住所は、『登記事項証明書の「本店（所在地）」』とすること
2	住宅の図面（以下の事項を明示） ①台所、浴室、便所及び洗面設備の位置 ②住宅の間取り及び出入口 ③各階の別 ④居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分のそれぞれの床面積 ⑤非常用照明器具の位置、その他安全のための措置の内容等	●	※記載方法については、「民泊の安全措置の手引き」を参照
3	住宅宿泊事業法第6条に基づく、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第1条への適合状況チェックリスト	●	奈良県におけるチェックリスト （奈良県インバウンド・宿泊戦略室ホームページ掲載）
4	誓約書	●	様式A 欠格事由に該当しない旨を証する 署名又は押印
5	建物の登記事項証明書	●	届出日前3か月以内に発行されたもの 原本とする
	届出者本人が所有者であることが必要です。所有者以外の方が届出する場合は、別途状況に応じた7や8等の書類が必要となります。 7: 賃借住宅 8: 転借住宅 以外の理由で届出者と所有者が異なる場合は、届出先の保健所にご相談ください。		
6	該当するいずれか（居住要件）		
	[現に生活の用に供している家屋]	—	
	[入居者の募集が行われている家屋]	△	
	・当該募集の広告紙面の写し ・賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し ・募集広告の写し ・募集の写真 ・その他の入居者の募集が行われていることを証する書類		
	[随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋]	△	
	○届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシート ○届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し ○高速道路の領収書の写し ○その他の随時その所有者、賃借人又は転借人の居住に供されていることを証明する書類		
7	[賃借住宅で事業を行う場合] 承諾書	△	賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面
8	[転借住宅で事業を行う場合] 承諾書	△	賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面
9	[二以上の区分所有者が存する建物] 専有部分の用途に関する規約の写し	△	マンション管理規約に「住宅宿泊事業を営むことを認める」旨の定めがある場合
	[規約に定めのない場合] 様式C 誓約書	△	管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類 署名又は押印
10	・届出住宅の周囲250m以内の区域の見取り図 （学校・保育所等が区域内にある場合は、施設名及び敷地を明示） ・住宅宿泊管理業務を行う営業所又は事務所から届出住宅までの経路を明示した図面	△	[次のいずれかに該当する場合] ・宿泊させる間、不在（一時的な不在を除く）となる場合 ・居室の数が5を超える場合
	[管理業務を委託する場合] 委託契約書等の写し	△	[届出者が住宅宿泊管理者でない場合] 周辺図等に加えて委託契約書等により契約内容を証する書面
	「届出住宅」「商号・名称、氏名」「営業所又は事務所の所在地」「緊急連絡先」「契約期間」「業務内容」「業務実施方法」「業務を実施する体制」「報酬」「契約更新又は解除の定めがある場合はその内容」「一部再委託、責任及び免責に関する定めがある場合はその内容」「定期報告に関する事項」		
11	承諾書	●	届出書等に記載するうち必要と認める情報を公表する旨
12	消防法令適合通知書	●	問合せ先:各地域の消防本部又は消防署
13	定款又は寄附行為	●	商号・事業目的・役員数・任期及び主たる営業所又は事務所の所在地が登記事項証明書の内容と一致しているもの 【外国法人】日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもの 商号・事業目的・役員数・任期及び主たる営業所又は事務所の所在地の記載のあるもの
14	会社法人の登記事項証明書	●	届出日前3か月以内に発行されたもの 原本 【外国法人】日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもの 法人名・事業目的・代表者名・役員数・任期及び主たる営業所又は事務所の所在地の記載のあるもの
15	市町村の長の証明書 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明	●	役員について届出日前3か月以内に発行されたもの 原本 【外国法人の役員】日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と同様に取り扱われていない者に該当しない旨を証する書類。 当該書類が存在しない場合は、当該者に該当しないものであることを公証人又は公的機関等が証明した書類

●印は必ず提出のもの。△印は必要に応じて提出のもの。

・ゴシック文字は、様式書類があるもの。

・届出書の添付書類は、日本語又は英語で記載されたものに限る（英語の場合は日本語による翻訳文を添付）。

・官公署（日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関を含む。）が証明する書類は、届出日前3か月以内に発行されたものとし、官公署から発行された書類を提出することとする（写し等ははみとめないこととする。）。